

議長任期の在り方と、議会の監視機能強化の取り組みについての 議会運営委員会委員長報告

令和6年3月15日

議長任期の在り方と、議会の監視機能強化の取り組みについて、議会運営委員会の委員長報告を行います。

この2つのテーマは、去る令和5年9月定例会の最終日におきまして、閉会中の継続調査の議決をいただき、その後10月以降本日までに合計8回の委員会を開催する中で、議会内の各会派の意見を持ち寄り、協議を重ねてきたものであります。以下、その概要につきまして、報告させていただきます。

まず、議長任期の在り方についてですが、最初に地方自治法上における議長の権限、役割及び任期の規定を確認するとともに、県内各市の状況を確認いたしました。

議長の任期については、地方自治法第103条で議員の任期によると規定されており、法的には4年ということになりますが、各地方議会では慣例等により、1年ないし2年で議長が辞職することにより交代しているのが実情であり、三島市議会をはじめ、静岡県内の各市議会においても同様の状況にあります。

次に、三島市議会における過去の検討経緯を確認いたしました。

三島市議会においては、議長は1年交代の時期が長く続いていましたが、平成24年3月に設置されました議会改革等検討特別委員会において、議長の任期についての検討が行われました。

その結果、平成24年6月定例会における特別委員会の中間報告で、議長任期については第65代議長から2年制へ変更することが妥当との報告がなされ、現在に至っているものです。

これらの前提を踏まえて、各会派の意見を聴取したところ、議長職の経験者を多くした方が議会全体の力を高められるのではないかという観点から1年制に戻してはどうかという意見や、短期交代によるデメリットが考えられることから現行の2年制でよいという意見、1年制を基本に再任を妨げないこととするという意見などがありました。

様々な意見が寄せられたことを受けて、改めて各会派で検討を行い、その結果を持ち寄って意見集約を行った結果、原則は2年制とするが、1年で辞職することも認めることで意見の一致を見たところであります。

次に、議会の監視機能強化の取り組みについてです。

これは、令和5年2月定例会最終日において、三島市監査委員に関する条例の一部改正案を全議員発議で上程、可決したことにより、令和7年3月末をもって議選監査委員が廃止されることに伴い、議会としての監視機能を一層高めるための方策を検討するものであります。

具体的には、予算・決算審査の在り方を検討することとし、検討にあたり現在の課題として以下の2点があげられました。

ひとつは現在行っている常任委員会への当初予算・決算議案の分割付託について、議案不可分の原則により、分割付託そのものを問題視する見方があることから、全国及び静岡県内の状況も参考に、予算・決算審査を行う会議体の在り方や審査手法を検討すべきということです。

もうひとつは、現在行っている予算・決算審査の委員長報告で述べられているのは委員個人の質疑や要望であり、議会又は委員会の総意としての意見や要望は伝えることができていないため、予算・決算審査を通じて議会又は委員会の総意としての意見や要望を伝える仕組みを検討すべきということです。

委員会では、この2つの課題について、全国及び静岡県内各市の予算・決算審査の状況を調査いたしました。

その結果、まず予算・決算審査を行う会議体の在り方について、本市のように行政分野別の常任委員会に分割付託して審査を行っている例は全国的にも、静岡県内でも少数になってきており、予算・決算審査を専門に行う委員会を設置して審査を行っている例が多いことから、全議員を構成員とする予算決算委員会を常任委員会として新たに設置して、当初予算及び決算議案を一括して付託することが適当との結論に至りました。

この予算決算委員会での審査方法につきましては、様々な方法が考えられますが、予算決算委員会の下に、現行の常任委員会と同じ構成の3つの分科会、総務分科会、福祉教育分科会、経済建設分科会を設置して、議案の質疑はこれらの分科会で行うことといたします。これにより、現行の3つの常任委員会の活動との連続性も確保しつつ、詳細な質疑が行える環境を維持することといたします。

一方、議案に対する討論や採決は、分科会での質疑を終えた後に、全議員が参加する予算決算委員会の場で行うことで、議案を分割せず一括して討論と採決をすることができるようになります。

次に、予算・決算審査を通じた議会又は委員会の総意としての意見・要望を伝える仕組みについてですが、県内他市議会の取り組みを参考に、今回は決算審査の中で出た意見・要望を取りまとめて議会全体としての意見・要望として市長に伝え、これを次の予算編成に反映させていくために、3つの分科会で決算議案への質疑等の中から当局への意見・要望事項を取りまとめていくことといたしました。

この意見・要望事項については、最終的に全議員で構成される予算決算委員会で決定した後、9月定例会最終日の本会議で行われる予算決算委員会の委員長報告の中で、予算決算委員長がその内容を説明し、さらに本会議終了後に議長から市長に提出することといたします。

全議員で構成される委員会で決定されたものなので、議会の総意としての意見・要望として、新年度の予算編成等にその内容が反映されることを期待するものであります。

議会運営委員会で検討してまいりました内容のあらまは以上となりますが、この内容を実現するためには、三島市議会委員会条例の改正が必要となります。

しかし、条例改正前に、実際の流れを検証する必要もあることから、本年9月定例会で予定される令和5年度決算の審査において、試行として条例改正が不要な特別委員会として決算特別委員会を設置し、今回報告した内容で決算審査を行ってみることが適切と考えます。

また、実際の運用にあたっての詳細についての検討は、本委員会が5月で任期満了に伴い改選を迎えることから、次期の議会運営委員会において、引き続き検討していくことが必要と考えます。

二元代表制の一翼を担う議会として、その監視機能の強化は重要な課題のひとつであり、今回報告した内容が完成形というわけではありません。しかし、従来から一歩前進したものと考えます。

今後も議会基本条例の検証のサイクルの中で、検証と改善を繰り返し、議会がその機能を十分発揮できるように不断の取り組みが求められることを申し添えて、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。